

●ご記入にあたっての留意点

1. 手続きに要する期間は約2～3ヵ月半、手数料は国内送金の場合で4,104円(税込)、海外送金の場合で10,800円(消費税込)です。
2. 必ず、押印してください。訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、訂正印を押してください。
3. 企業型確定拠出年金の資格喪失日が属する月の翌月から6ヵ月(以下、「自動移換回避期限」という)までに、何らかの手続きを行わなかった場合、右欄Aのような取扱いになります。これを「自動移換」といいます。また、右欄Bの場合、「自動移換」の状態からの請求手続きとなりますので、ご了承ください。

A. 自動移換になると

- (1) 年金資産は現金化され、運用されません。
- (2) 年金資産の管理先が、国民年金基金連合会にかわります。
- (3) 管理先の変更に伴い、国民年金基金連合会及び特定運営管理機関に係る自動移換手数料、それぞれ1,029円、3,240円が、年金資産から控除されます。また、特定運営管理機関の管理手数料51円/月(自動移換後、4ヵ月後から)が、年金資産から控除されます。(金額は消費税込)

B. この依頼書を提出したが、

- (1) 提出先での「受付日」が自動移換回避期限を経過していた
- (2) 不備事項を、自動移換回避期限内に解消できなかった
例) ①添付書類の漏れ
②依頼書の記入事項の相違
③企業型確定拠出年金での保有データの相違

1. 太枠内のすべての項目について記入してください(選択肢は、数字の場合は○印を、□の場合にはレ点を記入してください)。なお、「移換元の情報」の項目については、企業型確定拠出年金で今までに受領した書類や以前の勤務先で、確認してください。

基礎年金番号 1 4 8 3 - 7 4 9 6 5 1		請求者氏名 フリガナ ネンキン イチロウ 年金 一郎	生年月日 5:昭和 7:平成 4 9 1 0 0 6	性別 1:男 2:女
住所 〒 106-0032 東京都港区六本木6-16-16 六本木年金ビル		フリガナ トウキョウト ミナトク ロッポンギ 6-16-16 ロッポンギネンキンビル 連絡先電話番号 03-5411-6129		市区町村コード
一時金の受取口座情報 (数字は、右詰めで記入)	① 金融機関名 ゆうちょ銀行以外の金融機関 確定銀行	支店名 本店	口座名義人(本人名義。請求者氏名と一致のこと) フリガナ ネンキン イチロウ 年金 一郎	
	金融機関コード	支店コード	預金種別 ①:普通 2:当座	口座番号 1 1 9 7 8 1 3
	通帳記号		通帳番号	
移換元の情報 (最後に加入していた企業型確定拠出年金の情報)	実施事業所名称 (株) 年金建設	●該当の機関の□にレ点を記入してください。 <input type="checkbox"/> 0000011日本インバスターソリューション・アント・テクノロジー (J I S & T) <input type="checkbox"/> 0000115SBIベネフィット・システムズ (SBI) <input type="checkbox"/> 0000074日本レコード・キビ・ソング・ネットワーク (NRK) <input type="checkbox"/> 0000015損保ジャパン日本興亜DC証券		●右記★印2項目の記入にあたって注意 (1) ★印2項目のいずれかに間違いがある場合、次のデメリットが発生することがあります。 ①移換不能、遅延および移換依頼書の再提出 ②「自動移換」扱いによる手数料の発生 (2) 「資格喪失日」については、資格喪失後、1年以上経過している場合、「年月」までの記入で構いません。「日」の記入は不要です。
	★資格喪失日(注1) 退職による資格喪失の場合、退職日の翌日が資格喪失日 平成 2 4 1 0 0 1	★次の内容の通知の受理 年金資産が、国民年金基金連合会に振り込まれ、同連合会で仮預りされている旨の通知(自動移換の通知) <input type="checkbox"/> 受けた <input checked="" type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> わからない		運営等による移換元RKの指示 <input type="checkbox"/> 8800000の自動移換 <input type="checkbox"/> 依頼者の記入どおり
上記「移換元」以外の企業型確定拠出年金の加入履歴	<input checked="" type="checkbox"/> 加入していた → 今回の移換資産とは別に、①企業型確定拠出年金で積み立てた個人別管理資産(年金資産)がある場合、または②同年金同資産の金額がゼロで通算していない加入者等期間がある場合、今回移換する年金資産とこれらは一本化する必要がありますので、受付金融機関に必ず申し出てください。 <input type="checkbox"/> 加入していない			
請求者の請求時における被保険者種別(注2)	①:第1号 2:第2号 3:第3号 4:その他			
PC用電子メールアドレス(非居住者限定)				

(注1) 資格喪失日が平成29年1月1日以降は第1号被保険者の国民年金保険料免除者のみが脱退一時金を請求することができます。
(注2) 「4:その他」とは、被保険者種別が第1号から第3号のいずれにも該当しない方(非居住者、20歳未満の方)です。

受付金融機関および特定運営管理機関使用欄

受付金融機関	1 9 7 8 0 1 2 3 7 5	(株) 確定銀行
特定運営管理機関	8 8 0 0 0 0 0	日本インバスターソリューション・アント・テクノロジー(株)
各種届書・添付書類	受付金融機関確認	
住民票の写し、戸籍謄本(抄本)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	受付金融機関 7:平成 年 月 日 特定運営管理機関受付印
免除申請書承認通知書等のコピー	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
脱退一時金の支給の請求に係る証明書	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
被保険者証のコピー	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
住民票の除票、パスポートのコピー	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
海外送金依頼書	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
運転免許証のコピー、戸籍謄本(抄本)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

必要な添付書類は裏面をご覧ください。

●必要な添付書類

末尾に★印がある添付書類については、その発行日が、「脱退一時金裁定請求書 兼 個人別管理資産移換依頼書」の受付金融機関における「受付日」から3カ月以内である必要がありますので、ご注意ください。

1. すべての請求者に必要となる書類で、生年月日を確認できる書類

共通	日本籍	次のいずれか、または生年月日を確認できる市町村長の証明書 ・住民票の写し（コピーではなく、「写し」の原本）★ ・印鑑登録証明書★ ・戸籍謄本★ ・戸籍抄本★	
	外国籍	居住者	住民票の写し（コピーではなく、「写し」の原本）★
非居住者		「4. 第1被保険者以外で必要となる書類」の「④非居住者外国籍」欄の必要書類を添付してください。	

2. 第1号被保険者で必要となる書類

①第1号被保険者	次のいずれかの国民年金保険料の納付免除等を確認できる書類（受付日時時点で免除等期間が終了していないもの） ・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書のコピー ・国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間証明書のコピー （法定免除の方については、免除理由が国民年金法第89条第2号（生活保護）によるものであることを確認できる書類（受給証明書）も添付して下さい。） ●注意 障害基礎年金の受給や施設への入所を理由として、国民年金保険料の免除を受けている方は個人型年金の加入資格を有するため、脱退一時金の裁定請求の取り扱いはできません。
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 第1号被保険者で旧姓口座への振込みを希望する場合に必要な書類

①旧姓から現在の姓への変更を確認できる書類（運転免許証、戸籍謄本（抄本）等）

4. 第1号被保険者以外で必要となる書類（※資格喪失日が平成28年12月31日以前の方のみ）

①第2号被保険者	「脱退一時金の支給の請求に係る証明書」★
②第3号被保険者	次のいずれか、または第3号被保険者であることを確認できる書類 ・健康保険被保険者証のコピー ・共済組合員証のコピー ・国民年金第3号被保険者資格該当通知書のコピー（申請書のコピーは不可） ●注意 ・被保険者証等に「配偶者」の表示がない場合、同コピーの他に、「続柄入りの住民票の写し（コピーではなく、「写し」の原本）」★、または「戸籍謄本の写し（コピーではなく、「写し」の原本）」★等、 <u>続柄が確認できる書類が必要です。</u> ・国民健康保険被保険者証では、第3号被保険者であることを確認できませんので、ご注意ください。
③非居住者日本籍	次のいずれかの書類 ・住民票の除票★ ・在留証明書★ ・出国予定先を記載している住民票の写し（コピーではなく、「写し」の原本）★
④非居住者外国籍	次のいずれかの書類 ・住民票の除票★ ・出国予定先を記載している住民票の写し（コピーではなく、「写し」の原本）★ ・次のすべての事項が確認できるパスポートのコピー。なお、氏名、生年月日、国籍、署名については、パスポートの有効期限が確認できること。 ・氏名 ・署名 ・生年月日 ・在留資格 ・国籍 ・最後に日本を出国した年月日

5. 海外送金希望者に必要となる書類（※資格喪失日が平成28年12月31日以前の方のみ）

①海外送金依頼書（受付金融機関（運営管理機関を含む）等から取り寄せてください）
②受取人口座について、次が確認できるもの（銀行ステートメントや残高証明書等のコピー）。 ・銀行名 ・支店名 ・口座番号 ・口座名義人